

2025 年 2 月 2 日

株主各位

広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号
第 1 ウエノヤビル 6 F
株式会社アクアライン
代表取締役 大垣内 剛

臨時株主総会の議決権の基準日設定公告

当社は、2025 年 2 月 17 日（月）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、基準日から 3 か月以内に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

以上